

令和 7 年 3 月 2 5 日  
福祉部介護保険課

## 介護保険料等における基準額の調整について

### 1 変更の概要

介護保険料の算定基準としている老齢基礎年金（満額）支給額が、令和 6 年分より 80 万 9 千円となる。これにより、現行の算定基準である 80 万円を超える状況となることから、算定基準を 80 万 9 千円に変更する。

併せて、高額介護（予防）サービス費支給及び補足給付（負担限度額認定制度）に係る現行の収入基準 80 万円についても、80 万 9 千円に変更する予定である。

### 2 介護保険料算定基準

介護保険料は第 1 段階から第 5 段階までは介護保険法施行令を反映した内容となっているため、下表の内容が変更となる。

対象者の変更内容

段階	変更前	変更後
第 1 段階	生活保護受給者、世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が <u>80 万円</u> 以下の者	生活保護受給者、世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が <u>80 万 9 千円</u> 以下の者
第 2 段階	世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が <u>80 万円</u> 超 120 万円以下の者	世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が <u>80 万 9 千円</u> 超 120 万円以下の者
第 3 段階	世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が 120 万円超の者	（変更なし）
第 4 段階	本人住民税非課税者かつ世帯に課税者がいる、かつ本人の年金収入等が <u>80 万円</u> 以下の者	本人住民税非課税者かつ世帯に課税者がいる、かつ本人の年金収入等が <u>80 万 9 千円</u> 以下の者
第 5 段階	本人住民税非課税者かつ世帯に課税者がいる、かつ本人の年金収入等が <u>80 万円</u> 超の者	本人住民税非課税者かつ世帯に課税者がいる、かつ本人の年金収入等が <u>80 万 9 千円</u> 超の者

※第 6 段階から第 18 段階までは変更なし

### 3 高額介護（予防）サービス費支給に係る収入基準

住民税非課税世帯における所得区分の一部を改める。利用者負担の上限月額の変更はない。

所得区分		負担上限月額
世帯全員住民税非課税者		(世帯) 24,600円
変更前	変更後	(個人) 15,000円 (世帯) 24,600円
うち、本人の年金収入等が80万円以下の者	うち、本人の年金収入等が80万9千円以下の者	

### 4 補足給付（負担限度額認定制度）に係る収入基準

第2段階及び第3段階①における収入要件を改める。

利用者負担段階	変更前	変更後
第2段階	世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が80万円以下の者	世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が80万9千円以下の者
第3段階①	世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者	世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が80万9千円超120万円以下の者

### 5 変更年月日

(1) 介護保険料算定新基準適用

令和7年4月1日

(2) 高額介護（予防）サービス費支給及び補足給付（負担限度額認定制度）に係る収入基準見直し

令和7年8月1日（予定）（今後、根拠規定である介護保険法施行規則の一部を改正する厚生労働省令が公布される。）